



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 480 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 1
- 481 名田周辺土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 2
- 482 県営土地改良事業計画の決定 (")..... 2
- 483 平成27年度狩猟免許試験の実施 (果樹園芸課)..... 2
- 484 平成27年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 (")..... 4
- 485 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 6
- 486 道路の供用開始 (道路保全課)..... 6
- 487 和歌山県収納員証の無効 (会計課)..... 6

○ 海区漁業調整委員会指示

- 3 イサキのまき網漁業 6

○ 諸報

- 和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会)..... 7

告 示

和歌山県告示第480号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ホームセンターコーナン和歌山西浜店
和歌山県和歌山市西浜字中新堤内ノ坪900番2外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第1515号

3 意見の概要

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (2) 騒音規制法及び振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
- (3) 建設リサイクル法を遵守して工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- (5) 南港山東線からの右折入店については、来店客ピーク時の道路混雑状況を見ながら、場合によっては交通指導員を配置し、混雑緩和に努めてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成27年4月21日から同年5月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、名田周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成27年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業丸尾池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成27年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年4月22日から同年5月25日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局地域振興部農地課及び橋本市経済部農林整備課

和歌山県告示第483号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成27年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成27年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月12日	日	正午	打田生涯学習センター	紀の川市西大井363
7月12日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月12日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月23日	日	正午	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
8月23日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所所在地を管轄する振興局農業振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 7月12日（日）実施試験については、6月1日（月）から6月19日（金）まで
- (2) 8月23日（日）実施試験については、7月15日（水）から8月7日（金）まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第484号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、平成27年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

平成27年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月1日	水	午後1時30分	田辺市本宮行政局	田辺市本宮町本宮219
7月3日	金	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
7月9日	木	午後1時30分	伊都総合庁舎	橋本市市脇四丁目5-8
7月10日	金	午後1時30分	大塔総合文化会館	田辺市鮎川2567-1
7月14日	火	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月14日	火	午後1時30分	串本町文化センター	東牟婁郡串本町串本2427
7月15日	水	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454
7月15日	水	午後1時30分	日高川交流センター	日高郡日高川町高津尾718-3
7月16日	木	午後1時30分	紀美野町総合福祉センター	海草郡紀美野町下佐々1408-4
7月16日	木	午後1時30分	龍神市民センター	田辺市龍神村安井1048-6
7月16日	木	午後1時30分	古座川町中央公民館	東牟婁郡古座川町高池777
7月17日	金	午後1時30分	日高川町農村環境改善センター	日高郡日高川町小熊2416
7月21日	火	午後1時30分	清水文化センター	有田郡有田川町清水963-3
7月21日	火	午後1時30分	北山村村民会館	東牟婁郡北山村大沼66
7月22日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家626
7月22日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月23日	木	午後1時30分	紀の川市那賀総合センター	紀の川市名手市場1456
7月23日	木	午後1時30分	みなべ町中央公民館	日高郡みなべ町谷口301-4
7月23日	木	午後1時30分	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441-8
7月25日	土	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町下津野2021
7月26日	日	午後1時30分	海南市海南保健福祉センター	海南市日方1519-10

7月26日	日	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
7月28日	火	午後1時30分	日置川拠点公民館	西牟婁郡白浜町日置980-1
7月29日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
7月30日	木	午後1時30分	すさみ町総合センター	西牟婁郡すさみ町周参見4120-1
7月31日	金	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町下津野2021
8月2日	日	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209
8月7日	金	午後1時30分	紀の川市総合センター桃山会館	紀の川市桃山町調月384

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護及び管理 45分

4 適性検査及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成27年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
- (2) (1)の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第485号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年4月8日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年5月4日まで縦覧に供する。

平成27年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第30-1号	田辺市稲成町字勘代1820-33外2筆
平成26年度第30-2号	田辺市稲成町字勘代1820-96外1筆
平成26年度第30-3号	田辺市長野字左本1768-56
平成26年度第30-4号	田辺市長野字左本1768-22外1筆
平成26年度第30-5号	田辺市上三栖字峯414-2外11筆
平成26年度第30-6号	田辺市中芳養字鳥淵2982外9筆
平成26年度第30-7号	田辺市中芳養字上井1623外1筆

和歌山県告示第486号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市三石台二丁目39番4地先から同市御幸辻字田中垣内457番1地先まで

供用開始の期日 平成27年4月21日

和歌山県告示第487号

次の和歌山県収納員証は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成27年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

収納員証番号 税外No. 3029

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、まき網漁業の操業について次のとおり指示する。

平成27年4月21日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

1 指示する内容

次の区域及び期間内は、まき網漁業を操業してはならない。

(1) 区域

下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
印南沖	ア	33度45.965分	135度08.897分
	イ	33度45.124分	135度08.182分
	ウ	33度44.173分	135度09.757分
	エ	33度45.069分	135度10.532分
椿沖	ア	33度36.451分	135度20.349分
	イ	33度34.800分	135度20.294分
	ウ	33度34.799分	135度22.283分
	エ	33度36.417分	135度22.268分
日置沖	ア	33度34.905分	135度22.859分
	イ	33度34.375分	135度22.548分
	ウ	33度33.595分	135度24.719分
	エ	33度34.195分	135度24.915分
すさみ沖	ア	33度32.316分	135度28.621分
	イ	33度31.692分	135度28.595分
	ウ	33度31.729分	135度29.260分
	エ	33度32.290分	135度29.243分

（数値はいずれも世界測地系）

(2) 期間

毎年5月1日から6月30日まで（2か月間）

2 指示する期間

平成27年5月1日から平成30年4月30日まで（3年間）

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成27年5月11日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成27年4月21日

和歌山県収用委員会会長 月山 純典

1 事件名

和歌山都市計画道路事業3・4・6号南港山東線に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成27年4月9日付け26和収第18号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

今井武

住所不明

(ただし、不動産登記記録上の住所 和歌山市和歌浦254番地の18)

亡建田愛子相続人 不明

うち、推定される相続人 建田チヨ

住所不明

(ただし、不動産登記記録上の住所 和歌山市秋葉町13番10号)